

## 預金に関する重要事項のお知らせ

金融商品販売法では、お客様保護の観点から「勧誘方針」の公表と「重要事項」の説明を金融機関に義務付けています。信用金庫の国内円預金に関する「重要事項」は以下のとおりです。

国内円預金に係る平成17年4月以降の預金保険制度で全額保護される範囲についてお知らせいたします。

預金保険制度において平成17年3月までは、普通預金、当座預金、別段預金の各預金は全額保護されますが、平成17年4月以降は決済用預金が全額保護されることとなっています。

「決済用預金」とは、預金の種類名ではありません。次の～の3つの条件を満たす預金のことです。現在の預金では、当座預金等が決済用預金にあてはまります。

### 決済用預金の条件

無利息（預金規定で利息がつかないことを定めてあるもの）
要求払い（預金者がいつでも払戻しをうけることができるもの）
決済サービスが提供できること（公共料金口座引落などのように決済ができるもの）

### 当座預金をお持ちになるお客様へ

現在お持ちの当座預金は、決済用預金の条件を満たしているので、平成17年4月以降適用される預金保険制度においても引き続き全額保護されます。

### 普通預金をお持ちになるお客様へ

平成17年3月までは全額保護されますが、平成17年4月以降適用される預金保険制度により全額保護を希望される場合は、現在お持ちの利息がつく普通預金（有利子の普通預金）を、決済用預金の条件に合うよう利息のつかない普通預金（無利子の普通預金）へ切替える必要があります（なお、「無利子の普通預金」から「有利子の普通預金」へ切替えることはできません）。

### 普通預金の切替えを希望されるお客様はご遠慮なく窓口までお申出ください。

その際、信用金庫から切替後の預金規定のほか重要事項の説明をいたしますので、その内容と手続きをご確認ください。

### 《預金保険制度に係る「無利子の普通預金」と「有利子の普通預金」の違い》

		利息の有無	預金保険制度	
			平成17年3月末まで	平成17年4月以降
普通預金	無利子	無利息	全額保護	
	有利子	利息がつかます	全額保護	定額保護

定額保護とは、合算して元本1,000万円までとその利息を保護することです。元本1,000万円を超える部分とその利息については、概算払い率に応じて払い戻されることとなります（金額が一部カットされることがあります。）

### 別段預金について

別段預金は金融機関の内部勘定で使用される預金口座です。

- なお、詳しくは窓口におたずねください -